

## 控訴人Xの主張

【凡例】○:複製又は翻案と認められる, ×:複製も翻案も認められない

記述番号	被控訴人書籍	控訴人書籍	控訴人Xの主張	当裁判所の判断
2 17 頁	朝、元気に家を出た人間が、その夕刻に死ぬなんて、私にはどう考へても信じられない。悪夢でも見ているのではないか、そうであつてほしいと思った。今まで、夫のいらない生活を考えたこともなかつた。これから一人になって、どんな楽しみがあるのだろうと思つたら、涙が止めどなく溢れて仕方がなかつた。私は、周囲に気づかれないように涙をそつとふいた。	朝元気に家を出ていった夫が、その夕刻に死ぬなんて、Yはどうしても信じられなかつたこと。これは悪夢に違いない。そう何度も思おうとしていた。夫のいらない生活など考えたこともない。これから一人になって、自分は何を頼りに生きていけばいいのだろうか。 考えれば考えるほど、止めどもなく涙が溢れてきた。周囲に悟られまいと、Yは何度もハンカチで涙を拭つた。	共通部分が、①朝元気に家を出た人が、その夕刻に死ぬなんて、被控訴人にはどうしても信じられなかつたこと、②悪夢と思つたこと、③夫のいらない生活を考えたこともなかつたこと、④これから一人になると思うと、涙が止めどなく溢れてきたこと、⑤被控訴人は周囲に知られないよう涙をふいたことであったとしても、共通部分①ないし③は、いずれも被控訴人が当時抱いた感情を忠実に記載したものであり、事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。また、共通部分④及び⑤は、いずれも当時の被控訴人の行動を客観的に記載したものであり、事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①ないし⑤によって、被控訴人が抱いた悲しみの感情が表現されているとしても、それは、「どう考へても信じられない」、「悪夢でも見ているのではないか」、「夫のいらない生活を考えたこともなかつた」の部分により表現されているものであるところ、これらの表現は夫を失った未亡人の感情を表現するものとしてありふれたものである。「涙が止めどなく溢れて」、「周囲に知られないよう涙をふいた」の部分も、悲しみの感情を表す際に一般的に用いられる表現であり、ありふれている。また、記載の順序も、被控訴人の当時の思考及び行動の順序に従つたものにすぎない。したがって、上記①ないし⑤には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできないから、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。 また、これらの共通部分は、いずれも極めて短い文章表現であり、その意味でも著作物性を満たさず、著作権法による保護の対象とはなり得ない。	○
4 155 頁	大きなカメラを狙いで近づいてきた人たちの姿が目に入った。なんて嫌なことをするのだろう、と思いつながら見るうちに、カメラに書かれたテレビ局の社名が目に入った。驚いたことに、それは息子の勤務するテレビ局のクルーだったのである。 私は、あることを考えついてバスを降りた。… 「私は、あなた方と同じ局に勤務する者の母親で、父親が日航機に乗って遭難したらしいのです。なんとかあなたの車に乗せてもらえませんか。少しでも早く現場に行きたいのです」 すると…若い男性が、びよこんと頭を下げ、「ぼくは、Aと同期で、お父さんのことを聞いています」と、…言つた。	大きなカメラを狙いたテレビクルーが乗客の顔を撮ろうとバスに近づいて来た。なんいやなことをするんだろう、と思ったYの目にカメラにつけられたテレビ局のネームが入った。そこには息子が勤める「読売テレビ」の社名が書かれていた。 息子の会社だ、と思ったYは、ふとあることを思いつき、バスを降りて… 「あのう、息子があなたたちの会社に勤めています。Aと言います。少しでも早く現場に行きたいので、あなたの車に乗せてもらえませんか？」 スタッフに向かってYはそう声をかけたのだ。その時、後ろから、「僕はAの同期です。お父さんのこと、聞いています」 そう声を挙げた若者がいた。	共通部分が、①大きなカメラを狙いた人たちが近づいてきたこと、②なんて嫌なことをするのだろう、と思っていると、カメラにあったテレビ局の名前が目に入ったこと、③それは息子が勤めるテレビ局だったこと、④被控訴人は、あることを思いついてバスを降り、「息子があなたたちの会社に勤めています。少しでも早く現場に行きたいので、あなたの車に乗せてもらえませんか?」と言つたこと、⑤若者が「僕はAと同期でお父さんのこと、聞いています」と言つたことであつたとしても、共通部分①、③ないし⑤及び②の「カメラにあったテレビ局の名前が目に入った」の部分は、テレビ局のカメラマンがバスに乗車中の犠牲者の家族を撮影するために近づいて来た状況や当該カメラマンが息子の同僚であることが分かった際の会話の内容であつて、当時の客観的な事実の記載であり、②の「なんて嫌なことをするのだろう」の部分は、被控訴人が当時抱いた感情を忠実に記載したものであり、いずれも事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①ないし⑤によって、被控訴人が抱いた嫌悪や驚きの感情が表現されているとしても、それは「なんて嫌なことをするのだろう」、「驚いたことに」の部分により表現されているものであるところ、嫌悪の感情を「嫌な」、驚きの感情を「驚いた」といった単語を用いて直接的に表現することは、これらの感情の表現としてありふれている。また、記載の順序も、当時生じた出来事の時系列に従つたものにすぎない。したがって、共通部分①ないし⑤は、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているとはいえない。 以上のとおり、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。	○
5 19 頁	みなさすがに不安と疲労の色濃く、敗残兵のようにバスから降り立った。	不安と疲労のために、家族たちは“敗残兵”のようにバスから降り立った。	共通部分が、家族たちが不安と疲労で敗残兵のようにバスから降り立つことであつたとしても、この共通部分は、被控訴人がバスから降り立った家族たちを見て当時抱いた感情を忠実に記載したものであつて、事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分によつて、「被控訴人を含むバスに乗車した家族が抱いていた不安や疲労の感情」が創作的に表現されているとしても、それは「敗残兵のように」の部分により表現されているものであるところ、上記敗残兵という表現は、目的を失い、疲労困憊している状況を表現する比喩として一般的に用いられるものであつて、ありふれたものであるし、短い文章であり、記載の順序に被控訴人の個性ないし独自性が表れているといふこともできない。したがつて、共通部分には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容が用いられているといふことはできないから、共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。 また、「敗残兵のように」の部分について、このような特定の単語を用いる短い比喩表現は著作物性を満たさず、創作的表現として著作権法による保護の対象とならない。	○

回 数 番 号	被控訴人書籍	控訴人書籍	控訴人Xの主張	当裁判所の 判断
7 20. 21 頁	私は若い警官の前に腰かけた。「ご主人の事故当日の服装、所持品、肉体的特徴についてくわしく話して下さい」と聞かれたが、背広の色さえ記憶していないかった。若い頃から着替えは自分でしなければ気のすまない人だったし、空港までの車中も助手席の夫と顔を合わせることがなく、前日自分で買ったと言っていたネクタイの柄もよく見ていなかった。覚えていたのはニナリッチのカフスボタン、朝磨いてそろえた靴の色くらいである。身体的特徴については次のように説明した。人並み以上に頭が大きいこと、髪の毛が多く、ヘアトニックをたくさんつける習慣のあること、色白だが、このところゴルフ焼けをしていること、足の水虫のことなど	聴取を担当したのは、若い警官だった。「事故当日の服装、所持品、肉体的特徴を詳しくお話し下さい」…Yは、いざ聴かれるとGが着ていた背広の色さえ記憶していなかった。若い頃から着替えなど、準備は自分一人でやってしまう夫だった。十二日の朝、空港へ送る車中でも助手席の夫とは横向きの位置関係にあり、前日に自分で買ったと言っていたネクタイの柄もよく見ていなかった。Yが覚えていたのは、わずかにニナリッチのカフスボタンとタイピン、あとは、朝、磨いて出した黒靴の型くらいいのものだ。身体的特徴も人並み以上に頭が大きいこと、髪の毛が多くてヘアトニックをたくさんつける習慣があること、色白だが、このところゴルフ焼けをしていること、足の水虫のことなど	共通部分が、①若い警官から「事故当日の服装、所持品、肉体的特徴を詳しく話してください」と聞かれたが、背広の色さえ記憶していないかったこと、②若い頃から着替えは自分でする人だったこと、③空港への車中も助手席の夫と向き合はず、前日自分で買ったと言っていたネクタイの柄もよく見ていなかったこと、④覚えていたのはニナリッチのカフスボタン、朝磨いてそろえた靴くらいだったこと、⑤身体的特徴は人並み以上に頭が大きいこと、⑥髪の毛が多く、ヘアトニックをたくさんつける習慣があること、⑦色白だが、このところゴルフ焼けをしていること、⑧足の水虫のことなどを説明したことであったとしても、共通部分①ないし⑧は、警官と被控訴人との間の当時の客観的なやりとりを記述し、その際に被控訴人が思い出すことができた夫に関する事情を記載したものであるから、単なる事実の記載であり、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①ないし⑧によって、「被控訴人が抱いた困惑や後悔の感情」を表現したものであるとしても、それは「記憶していなかった」、「よく見ていなかった」の部分により表現されているものであるところ、親しい関係にある親族や恋人が死亡した際に、故人について知っている事がほとんど無く、またそれを知ろうともしなかったことを記載することで、困惑や後悔の感情を表現するという手法は、一般的に用いられる表現方法であって、ありふれたものである。記載の順序も、被控訴人の当時の思考の順序に従ったものにすぎない。したがって、共通部分①ないし⑧には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということもできないから、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。 また、「背広の色」、「ネクタイの柄」、「靴の色」等の特定の単語を用いる短い表現は著作物性を満たさず、創作的表現として著作権法による保護の対象とならない。	○
8 21 頁	体育館は、折からのひどい暑さの中に立錐の余地もないほどの人いきれで、まるで蒸し器のようである。昨晩から着ていたブルーのTシャツも汗まみれであったが、この際なりふりなど構っていられなかつた。	体育館は折からの酷暑で、まるで蒸し風呂だった。Yが前夜から着つづけている洋服も汗まみれだったが、仕方なかった。	共通部分が、①体育館は折からのひどい暑さで、まるで蒸し風呂だったこと、②昨夜から着ている服も汗まみれだったが、やむを得なかつたことであったとしても、共通部分①は当時の体育館の客観的状況、すなわち夏の暑い盛りに閉じられた空間に多数の人間が密集していたことにより温度・湿度が上昇して不快感を生ずる状況になっていたという状況を記述したものにすぎず、また、共通部分②は、当時の被控訴人の着衣が昨夜から着続けているものであったという事実と、そのことについて被控訴人が当時抱いた感情を忠実に記載したものであって、事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、①及び②によって、「被控訴人が抱いた不快感や詰めの感情」を表現していたとしても、「蒸し器」、「汗まみれ」は、温度湿度の高い室内の状況や暑さによる不快感の表現として一般的に用いられるものであって、ありふれている。また、記載の順序は、周囲の状況を説明した上で、被控訴人の状況を説明するというもので、ありふれている。したがって、共通部分①及び②には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているとはいえない。 以上のとおり、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。	×
9 21. 22 頁	館内には日航が用意した新聞がたくさん積まれてあり、どれも第一面に単独機として過去最大の事故であることが大きな文字で記載されていたこと、③犠牲者の顔写真の中には、夫の顔もあったこと、④テレビでは、生存者の劇的な救出場面が繰り返しうつし出されたが、見ようとする人はほとんどいなかったことであったとしても、共通部分①及び④は、当時の体育館の客観的な状況を記載したものであり、共通部分②及び③は事故を報じる新聞の紙面と犠牲者の顔写真の中に夫のものがあったという事実の記載であるから、いずれも被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①ないし④によって、「被控訴人や家族らが抱いた悲しみや嫉妬の感情」を表現したものであるとしても、それは「見ようとする人は少なかった」の部分により表現されているものであるところ、何かを見ようとしないことで绝望や嫉妬の感情を表すという手法は、一般的に用いられる表現方法であって、ありふれたものにすぎない。記載の順序も、被控訴人が当時知覚した順序に従つたものである。 したがって、共通部分①ないし④には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできない。 以上のとおり、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。		○	

証拠 番号	被控訴人書籍	控訴人書籍	控訴人Xの主張	当裁判所の 判断
13 26・ 27 頁	その場で着衣のネーム、所持品のカード、免許証などで確認できた遺体は、家族が呼び出されることになったので、家族は戦々恐々として呼び出しを待っていた。呼び出しは、死を確認することであった。私たちには、なるべく呼び出されないようにと生への望みを少しでもつないでおきたかった。 そのうち、館のステージの横に一二三便の乗客の座席が張り出された。私は、この時初めて夫が前から五番目の右側、つまりコックピットの下あたりに座っていたことを知り、もはや生きている可能性は絶望に近いと確信した。なぜなら、機体は右に傾きながら前方から山に激突していたからである。相撲の星取表のようなこの表は、遺体が確認されるたびに黄色に塗りつぶされていった。それも遺体の損傷の少ない後部座席から始まり、夫のいた前方はいつまでも空白が残っていた。	139 ・ 140 頁	<p>その場で着衣のネーム、所持品のカード、免許証などで身元が特定されていった。確認できた遺体に対しては、家族が呼び出されることは戦々恐々として呼出しを待ったこと、②呼出しは、死を確認することであったこと、③呼び出されないよう生への望みを少しでもつなごうとしていたこと、④館のステージ横に乗客の座席が張り出されたこと、⑤被控訴人はこの時初めて夫が前から5番目の右側、つまりコックピットの下あたりに座っていたことを知り、生きている可能性が皆無に近いと認識したこと、⑥機体は右に傾き、前方から山に激突していたこと、⑦この表は相撲の星取表のように、遺体が確認されるたびに黄色に塗りつぶされていったこと、⑧後部座席から始まり、夫のいた前方はいつまでも空白が残ったことであったとしても、共通部分①、④、⑦及び⑧は当時の体育館における家族の呼び出し及び掲示の状況を、⑨は山腹への衝突時の機体の傾きをそれぞれ客観的に記載したものであり、⑩「戦々恐々として呼び出しを待っていた」、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑯の「相撲の星取表のように」は、被控訴人が当時抱いた感情を忠実に記載したものであり、いずれも事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。</p> <p>仮に、共通部分①ないし⑩によって、「家族や被控訴人が抱いた恐怖や期待、绝望、不安の感情」が表現されているとしても、それは、「戦々恐々として」、「望みをつなぐ」、「可能性は絶望に近い」の部分により表現されているものであるところ、「戦々恐々として」は恐怖や不安の表現として、「望みをつなぐ」は期待の表現としてそれぞれ一般的に用いられる表現であり、「可能性は絶望に近い」は絶望の感情を直接的に表現するものであり、これらは全てありふれたものにすぎない。また、「星取表のように」の部分については、該当・非該当の区別を該当欄を塗りつぶすことで示す一覧表は一般的に「星取表」あるいは「当落表」と表現されるものであるから、ありふれている。記載の順序は、時系列に従って状況の説明をしたものにすぎない。したがって、共通部分①ないし⑩には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできないから、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。</p> <p>また、「星取表のように」の部分については、このような特定の単語を用いる短い比喩表現は著作物性を満たさず、著作権法による保護の対象とならない。</p>	
14 24・ 25 頁	午後、作業衣と長靴を着けたE運輸大臣と、そして黒服を着用したF日航社長が体育館に見舞いに来られた。申し訳ないと、詫びる言葉が空々しく、別の世界の話に聞こえてならなかった。	140 頁	<p>午後、作業衣と長靴のE運輸大臣と黒服のF日航社長が体育館に見舞いに来たこと、②申し訳ないと詫びる言葉が空々しく、違う世界の話に聞こえたことであったとしても、共通部分①は、運輸大臣と日航社長が体育館に見舞いに来た際の服装や行動を客観的に記載した事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。共通部分②は、被控訴人が当時抱いた感情を忠実に記載したものであって、事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。</p> <p>仮に、共通部分①及び②によって「被控訴人を含む家族達が抱いた怒りの感情」が表現されているとしても、それは「空々しく」「別の世界の話に聞こえた」の部分により表現されているものであるところ、「空々しく」は怒りの感情を表現するときに一般的に用いる表現であり、「別の世界の話に聞こえた」の表現も聞いた事実を眞実と信じられないか、信じたくない状況を描写する表現としてありふれている。記載の順序は、時系列に従ったものにすぎない。したがって、共通部分①及び②には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできない。</p> <p>以上のとおり、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。</p>	
15 26 頁	一刻も早く肉親の安否を知りたいと念じる家族の不安と怒りは頂点に達し、日航の幹部を容赦なく罵倒し、その中の一人はF社長の顔に水を浴びせたりした。	140 頁	<p>共通部分が、一刻も早く親類の安否を知りたいと思う家族は、日航の幹部を容赦なく罵倒し、F社長の顔に水を浴びせたりしたとしても、この共通部分は、当時の犠牲者の家族が日航の幹部や社長に対してとった行動を客観的に記載したもので、事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。</p> <p>仮に、共通部分によって、「家族が抱いた不安や怒りの感情」が表現されているとしても、「安否を知りたい」は不安の表現として一般的に用いられる表現であるし、「容赦なく罵倒し」は怒りの感情の表現として一般的に用いられる表現であり、これらはありふれたものである。記載の順序についても、家族の状況を説明した上で、その結果としての行動を記載したというので、通常の順序である。したがって、共通部分には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできない。</p> <p>以上のとおり、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。</p>	×
16 29 頁	遺体収容は、この日から比較的身元確認の容易な後部座席の分が終わり、いよいよ尾根の上の上の収容が始まったようである。ここでの遺体は、細かく分断され、その上、火災にも遭ったりしたため、無残な遺体がふえて確認が困難になってきたらしい。	141 頁	<p>共通部分が、①遺体収容がこの日から比較的身元確認の容易な後部座席が終わり、いよいよ尾根の上の上の収容が始まったらしいこと、②細かく分断され、その上、火災に遭ったため、むざんな遺体が増えてきたらしいこと、③確認が困難になってきたことであったとしても、共通部分①ないし③は、遺体収容作業の進展進行状況を記載したもので、当時の客観的な事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。</p> <p>仮に、共通部分①ないし③によって、「被控訴人が抱いた悲しみの感情」が表現されているとしても、それは「無残な遺体」の部分により表現されているものであるところ、身元確認が困難となるような遺体につき「無残」の語を用いることは一般的に用いられる表現であって、ありふれたものである。記載の順序についても、被控訴人が知覚した順序に従ったものにすぎない。したがって、共通部分①ないし③には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできない。</p> <p>以上のとおり、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。</p>	×

回 数 番 号	被控訴人書籍	控訴人書籍	控訴人Xの主張	当裁判所の 判断
19 31・ 32 頁	報道によると、暑さのため腐敗による悪臭がひどく、三〇〇人ほどの自衛隊員たちは、防毒マスクを着けての作業だという。愛する者が殺された上、人に嫌われるほど腐敗させられているというすさまじさ。	酷暑の八月である。遺体は、腐敗による悪臭がひどく、三千人に及ぶ自衛隊員たちが、防毒マスクをつけて作業をおこなっている様子がニュースに繰り返し報じられていた。 愛する者が殺された上、人に嫌われるほど腐敗させられているという事実に、	共通部分が、①暑さで腐敗による悪臭がひどく、3000人の自衛隊員たちは、防毒マスクをつけて作業していることが報じられていたこと、②愛する者が殺された上、人に嫌われるほど腐敗させられていることであったとしても、共通部分①は、自衛隊員の作業の様子を記載したもので、当時の客観的な事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではないし、共通部分②については、被控訴人第19記述に続く記載を併せると、控訴人書籍においては「愛する者が殺された上、人に嫌われるほど腐敗させられているというすさまじさ。こんなことが現実に許されていいのだろうか。」という記載であり、また控訴人第19記述に続く記載も併せると、控訴人書籍においては「愛する者が殺された上、人に嫌われるほど腐敗させられているという事実に、遺族は耐えられなかった。」という記載であるから、共通部分②は、被控訴人を含む遺族が作業の様子を見て当時抱いた感情を忠実に記載したものであって、事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①及び②によって、「被控訴人を含む遺族の悲しみや怒りの感情」が表現されているとしても、それは「人に嫌われるほど腐敗させられている」の部分により表現されているものであるところ、悪臭を人は嫌うので、悪臭を放つほど腐敗している遺体につき、「人に嫌われるほど腐敗」と表現するのは一般的であり、「腐敗させられている」についても、ある現象に対してそれを引き起こした責任を負う者がいる場合に、被害を受けた者が受動態を用いるのは一般的であるから、ありふれている。記載の順序は、事実の説明に従いて事実に対する被控訴人の感想を述べるもので、通常の順序である。したがって、共通部分①及び②には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容や言い回しが用いられているということはできないから、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。	○
21 33 頁	夕方、遺体捜しの息子たちが戻った。ご苦労さまと言つてお弁当を出したが、手をつけない。幕の内の中にはんぺんと焼いた鶏肉のにおいが遺体のそれとそっくりだと顔をしかめた。息子たちは、その日体験したすさまじい遺体捜しの模様を話し始めた。棺には、ちぎれた手足や内臓の塊まで入っていたこと。この世のものとは思えない、陥没した頭に	AIは夕方、Yのもとに帰ってきた。Yは、大変だったでしょう、といって弁当を出したが、AIは手をつけない。 「幕の内弁当の中の“はんぺん”が遺体とそっくり臭いがする」 そう言つたまま何も食べなかつた。 AIはその日、目撃した棺の中に入れられていた手足や内臓、あるいは陥没遺体などのことをYに語つて聞かせた。	共通部分が、①息子が夕方、戻って来たこと、②ねぎらって弁当を出したが、手をつけなかつたこと、③幕の内の中のはんぺんのにおいが遺体とそっくりだと言つたこと、④息子はその日見たひつぎに入っていた手足や内臓、陥没した遺体について話したことであったとしても、共通部分①ないし④は、遺体捜しから戻ってきたAの様子と被控訴人の会話の内容を記載したもので、当時の客観的事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①ないし④によって、「息子が抱いた嫌悪や恐怖の感情」が表現されているとしても、それは「顔をしかめた」、「この世のものとは思えない」の部分により表現されているものであるところ、「顔をしかめる」のは嫌惡の感情の表現として一般的であるし、恐ろしいものを「この世のものとは思えない」と表現するのも一般的であり、これらは全てありふれたものにすぎない。記載の順序も、単に時系列に従つたものである。したがって、共通部分①ないし④には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできない。 以上のとおり、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。	○
22 168・ 169 頁	気がつくと、藤棚の下に折りたたみ椅子がある。私は、それに腰を下ろした。目の前の暗いじしまに、たった今見てきた夫の痛ましい遺体が浮かんだ。 その時だった。若い男がおそるおそる私に近づいてきた。 「ご家族の方ですか？」 突然かけられた言葉に我に返つたものの、身体の暖えが止まらない。しかし、一瞬助かったと思った。 「そばにいてくれませんか？」 と首ったかもしれない。…とにかくだれでもいいから、しゃべり続けていたかった。…彼は、私が手にしていた布地が何であるかを聞いた。夫の着ていた背広の布地だった。大阪の自宅から当日の着衣と同じ布地のズボンを送つてもらい、ハサミで小さく切り分けて持ち、その布地から夫を探し出そうとしていたのである。	Yは、時間の感覚を失っていた。魂の抜けた人間のように、体育館の外の藤棚の下にあった椅子に腰を下ろした。すると新聞記者だといいう若い男が近づいてきた。 「ご遺族の方ですか？」 その新聞記者はそう話しかけてきた。 「はい」 Yには、誰でもよかつた。Yは、その新聞記者に「怖いからそばにいてください」と頼んでいた。Yは、夫の身元確認のために大阪の自宅から取り寄せたズボンの切れ端を固く握りしめていた。 Yは、記者の質問に答えた。この自分の思いを誰かに聞いて欲しかったのである。	共通部分が、①被控訴人は、気づくと、藤棚の下にあった椅子に腰を下ろしたこと、②若い男が近づいてきたこと、③「ご家族の方ですか」と話しかけられ、「そばにいてください」と言ったこと、④誰かに話したかったこと、⑤被控訴人は、夫を捜すために大阪の自宅から送られたズボンの切れ端を持っていましたことであったとしても、共通部分①ないし③及び⑤は、被控訴人が新聞記者に声をかけられた際の状況や会話の内容を記載したもので、当時の客観的事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではないし、共通部分④は、被控訴人が当時抱いた「誰かと話をしたかった」という気持ちを忠実に記載したものであつて、事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①ないし⑤によって、「被控訴人が抱いていた寂しさや不安の感情」が表現されているとしても、それは「そばにいてくれませんか」、「とにかくだれでもいいから、しゃべり続けていたかった」の部分により表現されているものであるところ、「そばにいてくれませんか」、「とにかくだれでもいいから、しゃべり続けていたかった」は、寂しさや不安の感情を表現する際に一般的に用いられる表現であり、これらは全てありふれたものにすぎない。記載の順序も、時系列に従つたものにすぎない。したがって、共通部分①ないし⑤には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容や言い回しが用いられているということはできないから、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。	○
23 46 頁	その時十六人、カマの前で最後の別れをした。旅先のこともあり、棺の中に入れるものもない。	自宅からは遙かに遠く、見ず知らずの土地だったため、棺に入れるものはほとんど何もなかった。… 棺を十六人全員が囲んだ時	共通部分が、①16人が夫の火葬に立ち会つたこと、②遠地であり、ひつぎに入れるものがなかったことであったとしても、共通部分①及び②は、16人が夫の火葬に立ち会つたことと棺の中の状況を客観的に記載したもので、当時の客観的事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①及び②によって、「被控訴人が抱いた悲しみや無念の感情」が表現されているとしても、それは、「遠地であり、棺に入れるものがなかった」という部分により表現されているものであるところ、「遠地であり、棺に入れるものがなかった」とことを述べる文章も言い回しに独自性はなく悲しみや無念の感情の表現として、ありふれている。短い文章であり、記載の順序に被控訴人の個性ないし独自性は表れていない。したがって、共通部分①及び②に被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできない。 以上のとおり、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。	○

回数 番号	被控訴人書籍	控訴人書籍	控訴人Xの主張	当裁判所の 判断	
24 46 頁	「G君の好きだったスコッチウイスキーを遺体にかけてあげよう」と副社長が言い、遺体にウイスキーをかけたこと、②その時、すさまじい勢いで白煙が上がったこと、③「G君、長い間、会社のために働いてくれてありがとう」と副社長の言葉を合図に私たちは、順番に真っ黒な遺体にウイスキーをかけて別れを惜しんだ。アルコールが腐敗止めのドライアイスにかかった時、すさまじい勢いで白煙が上がり、遺体が見えなくなつた。…「G君、長い間、会社のために働いてくれてありがとう」と副社長が大きな声を出されて泣かれた時、みな泣いた。	154 頁 155 頁	「G君の好きだったスコッチウイスキーを(遺体に)かけてあげよう」…副社長はそう言うや、オールドバーの口を開け、下顎のところにかけ始めた。…その時、すさまじい勢いで白煙が上がつた。…「G君、長い間、会社のために働いてくれてありがとう！」…その時、副社長の声が白く震んだ中に響きわたつた。…その場にいる全員が泣いていた。	共通部分が、①「G君の好きだったスコッチウイスキーを遺体にかけてあげよう」と副社長が言い、遺体にウイスキーをかけたこと、②その時、すさまじい勢いで白煙が上がったこと、③「G君、長い間、会社のために働いてくれてありがとう」と副社長が言い、皆泣いたことであったとしても、共通部分①ないし③は、副社長が夫の遺体にウイスキーをかけた際の状況、副社長の発言内容及びその場にいた人々の行動を記載したもので、当時の客観的事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①ないし③によって、「副社長や被控訴人らが抱いた感謝や悲しみの感情」が表現されているとしても、「ありがとう」、「泣いた」の部分により表現されているものであるところ、感謝の感情を「ありがとう」、悲しみの感情を「泣いた」という単語を用いて直接的に表現するもので、これらは全てありふれたものである。記載の順序も、時系列に従つたものにすぎない。したがって、共通部分①ないし③には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできない。 以上のとおり、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。	○
25 46 頁	ふと、私は「柩のふたを覆って決まる人の価値」という言葉を思い出し、少し早い気がしたが、「あなたは立派でした」と紙切れに書き、持っていた赤い財布と共に柩に入れた。これが私のできる精一杯の夫への感謝の気持ちであった。	156 頁	夫は「人間の価値は、棺を蓋つて初めて定まる」とよく言っていた。…「あなたは立派でした」Yは、そう紙に書いて棺に入れた。Yは、夫に対する感謝と誇りを、その短い言葉に籠めたのである。	共通部分が、①被控訴人は「人の価値はひとつをおおつて定まる」を思い出し、「あなたは立派でした」と紙に書き、ひつぎに入れたこと、②これに被控訴人の夫への感謝をこめたことであったとしても、共通部分①は、被控訴人が「あなたは立派でした」との内容を紙に書いて棺に入れたことを記載したもので、当時の客観的事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではないし、共通部分②は、当該行動に関して被控訴人が当時抱いていた思いを忠実に記載したものであって、事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①及び②によって、「被控訴人が抱いた尊敬や感謝の感情」が表現されているとしても、「あなたは立派でした」と紙切れに書き、持っていた赤い財布とともに棺に入れた、「これが私のできる精一杯の夫への感謝の気持ちであった」の部分により表現されているものであるところ、尊敬の感情を「立派」、感謝の感情を「感謝の気持ち」といった単語を用いて直接的に表現しており、これらは全てありふれたものにすぎない。記載の順序も、時系列に従つて行動を記載し、その後にその行動の意味を記載するものであって、通常の順序である。したがって、共通部分①及び②には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできないから、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。	○
26 47 頁	八月十二日、自宅を出た夫は、この日の深夜、骨箱の中に入つてようやく戻ってきたのである。七日と十七時間ぶりであった。	157 頁	Gの骨蓋が、大阪・茨木の自宅の門をくぐったのは、八月十九日午後十一時のことである。八月十二日早朝に自宅を出て以来、実に七日と十七時間ぶりの帰宅だった。	共通部分が、①夫が骨となってこの日の深夜に自宅へ戻ったこと、②8月12日に自宅を出て以来、7日と17時間ぶりであったことであったとしても、共通部分①及び②は、8月12日に家を出た夫が死亡し、8月19日に遺骨となって自宅に戻つたことを記載したもので、当時の客観的事実の記載であるから、被控訴人の思想又は感情を表現したものではない。 仮に、共通部分①及び②によって、「被控訴人が抱いた無念さや悲しみの感情」が表現されているとしても、それは「骨箱の中に入つてようやくもどってきた」の部分により表現されているものであるところ、「骨箱に入つて帰宅する」という表現内容は、自宅外で死亡した人に関する記述として一般的な表現であつて、ありふれたものにすぎない。したがって、共通部分①及び②には、被控訴人の個性ないし独自性が表れるような感情の形容、言い回しや強調方法が用いられているということはできないから、上記共通部分は、思想又は感情を創作的に表現したものではない。 また、「骨箱に入る」については、このような特定の単語を用いる短い比喩表現は著作物性を満たさず、創作的表現として著作権法による保護の対象とならない。	○